

富山県警察本部訓令第12号

富山県警察車両の安全運転及び維持管理に関する訓令を次のように定める。

平成14年3月22日

富山県警察本部長 佐藤 源和

富山県警察車両の安全運転及び維持管理に関する訓令

富山県警察車両の安全運転及び維持管理に関する訓令（昭和42年富山県警察本部訓令第22号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 安全運転（第6条－第13条）

第3章 維持管理（第14条－第22条）

第4章 予算等（第23条・24条）

第5章 雑則（第25条－第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、富山県警察の車両の安全運転及び維持管理並びに予算等の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において車両とは、富山県警察の用に供するもので、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）に定める自動車及び原動機付自転車をいう。

（車両運用責任者）

第3条 富山県警察本部（以下「県本部」という。）に車両を管理・運用する車両運用責任者を置き、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）をもって充てる。

2 車両運用責任者は、車両の安全運転及び維持管理並びに予算等の執行についての指導監督及び企画調整を行い、交通事故の防止に努めるとともに、車両の効率的な運用を図らなければならない。

3 車両運用責任者は、災害その他突発的な緊急事態が発生した場合は、警察機動力を確保するため、富山県警察が保有する車両の全部又は一部の車両の使用を統制するものとする。

（車両管理責任者）

第4条 車両が配置されている県本部の課、室、隊、所、センター及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）に車両管理責任者を置き、所属の長をもって充てる。

2 車両管理責任者は、所管する車両を適正に管理するとともに、これを効率的に運用しなければならない。

3 車両管理責任者は、年度の初めに定期点検整備計画・実績表（別記様式第1号）に基づき、車両法第48条に規定する車両の定期点検整備（以下「定期点検」という。）及び車両法第62条に規定する継続検査（以下「車検」という。）の整備計画を立て、計画的な車両の管理に努めなければならない。

（車両管理者）

第5条 第14条に規定する整備管理者を置かない所属の車両管理責任者は、所属職員の中

から車両の適正な管理をするための補助者として車両管理者を選任するものとする。

2 車両管理者は、車両の適正な管理を行うため、第15条に規定する整備管理者の職務及び次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 車両法第47条の2に規定する車両の日常点検整備（以下「日常点検」という。）結果に基づく整備箇所の処理及びその結果に関すること。
- (2) 車両の定期点検、車検等の整備計画に基づく整備実施状況に関すること。
- (3) 車両整備を申請した車両の修理及び整備状況に関すること。

第2章 安全運転

（安全運転管理者等）

第6条 車両管理責任者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任するものとする。ただし、所管する車両が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第9条の8に規定する台数に満たない所属においても、車両管理の徹底を期するため、富山県警察における安全運転管理者を選任し運用するものとする。

2 安全運転管理者又は富山県警察における安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 県本部 次席、副隊長、副所長、副センター長、副校長又は車両管理責任者が選任する者
- (2) 警察署 副署長、次長又は車両管理責任者が選任する者

3 副安全運転管理者は、所属の職員のうち施行規則で定める要件を備える者のうちから選任する。

4 安全運転管理者又は副安全運転管理者の選任又は選任替があった場合は、施行規則で定める事項を自動車の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由して、富山県公安委員会に届け出るものとする。

（安全運転管理者等及び副安全運転管理者の業務）

第7条 安全運転管理者等は、車両管理責任者の命を受け、次の各号に掲げる業務を行うものとし、副安全運転管理者は、安全運転管理者の命を受け、その業務を補助するものとする。

- (1) 車両を運転する者（以下「運転者」という。）の運転適性、安全運転に関する知識・技能及び道路交通法の遵守状況を把握するための措置を講ずること。
- (2) 最高速度違反、過積載、過労運転の防止その他安全な運転を確保することに留意して、自動車の運行計画を作成すること。
- (3) 運転者が長距離の運転又は夜間の運転をする場合で、疲労等により、安全運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替する運転者を配置すること。
- (4) 異常な気象、天災その他の理由により、安全運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対して必要な指示を与え、安全運転を確保するための措置を講じること。
- (5) 運転者の点呼を行うなど、日常点検の実施状況や過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれの有無を確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えること。
- (6) 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について

て、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。

- (7) 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を1年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- (8) 運転、日常点検状況を把握するために必要な事項を記録する運転・点検日誌（別記様式第2号）を備え付け、運転、日常点検を終了した者に記録させること。
- (9) 運転に関する知識や技能その他安全運転を確保するために必要な事項の指導を行うこと。

（安全運転指導員の指定）

第7条の2 車両管理責任者は、安全運転管理者等の業務を補助し、運転者に対する指導を行う者（以下「安全運転指導員」という。）を指定しなければならない。

- 2 安全運転指導員は、所属の職員のうち安全運転を確保するために必要な知識及び技能を有する者の中から指定する。
- 3 安全運転指導員は、安全運転管理者等の命を受け、所属の職員に対し、自動車の安全な運転に関する知識及び技能の向上について指導を行い、その結果を安全運転管理者等に報告しなければならない。

（日常点検）

第8条 運転者、整備管理者、車両管理者又は整備管理者若しくは車両管理者から指示を受けた者（以下「運転者等」という。）は、車両法第47条の2第1項の規定により、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、別表に掲げる点検項目について日常点検を行い、その結果を運転・点検日誌に記載し、安全運転管理者等又は副安全運転管理者に報告しなければならない。ただし、車両法第48条第1項第1号及び第2号に掲げる車両については、車両法第47条の2第2項の規定により、1日1回、朝礼時等の勤務引継時に、別表に掲げる点検項目について日常点検を行い、その結果を運転・点検日誌に記載し、安全運転管理者等又は副安全運転管理者に報告しなければならない。

- 2 安全運転管理者等は、運転者等に対し、第1項の規定に基づき、日常点検を行わせなければならない。

（車両の運転禁止及び制限）

第9条 安全運転管理者等は、車両の運転による交通事故の防止を図るため、次の各号に掲げる事由に該当する者の車両の運転を禁止又は制限しなければならない。

- (1) 心身に故障があるため運転に支障を及ぼすと認められる者
- (2) その他特に運転させることが適当でないとして認められる者

（使用）

第10条 車両は、車両管理責任者（執務時間外においては当直責任者）の指示又は承認を得て使用するものとする。ただし、緊急を要しやむを得ない場合においてはこの限りでない。

- 2 県本部で集中して管理を行っている車両の運用については、別に定める。

（運転、日常点検記録）

第11条 車両を運転し、又は車両の日常点検を終了したときは、運転・点検日誌により安全運転管理者等又は副安全運転管理者に報告しなければならない。

(運転者の遵守事項)

第12条 運転者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法その他交通関係法令を厳守し、車両の安全な運転に努めること。
- (2) 車両について異常を発見したときは、直ちに車両管理責任者又は整備管理者に報告し、その指示を受けること。
- (3) 車両を清潔に保つこと。

(同乗者の遵守事項)

第12条の2 車両に同乗する者は、常に道路状況等に注意を払い、安全確認や車両誘導、運転者に対する助言を行うなど、運転者に協力し、安全運転の確保に努めなければならない。

(事故報告)

第13条 運転者は、車両の運転中の事故により、人を死傷させ若しくは物の損壊又は車両の損傷を生じさせたときは、速やかにその状況を車両管理責任者及び安全運転管理者等に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 車両管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその状況を調査し、車両運用責任者を經由して富山県警察本部長に報告しなければならない。
- 3 車両管理責任者は、事故報告の写しを警務部会計課長及び同監察官室長に送付するものとする。

第3章 維持管理

(整備管理者)

第14条 整備管理者の選任は、車両法第50条第1項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第31条の3各号で定める自動車の台数以上のものの使用の本拠ごとに行うものとする。

- 2 整備管理者は、自動車整備士の資格を有する者又は整備管理者の資格審査に該当する者のうちから、警務部警務課においては車両運用責任者、その他の所属においては車両管理責任者が選任するものとする。
- 3 整備管理者の選任又は変更があった場合は、警務課長を經由して地方運輸局長に届出るものとする。

(整備管理者の職務)

第15条 整備管理者の職務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日常点検の実施方法を定めること。
- (2) 前号の点検結果に基づき、運行の可否を決定すること。
- (3) 定期点検を実施すること。
- (4) 日常点検及び定期点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
- (5) 日常点検及び定期点検又は前号の点検の結果、必要な整備を実施すること。
- (6) 定期点検及び前号の整備の実施計画を定めること。
- (7) 定期点検整備記録簿並びにその他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- (8) 自動車車庫を管理すること。
- (9) 前各号の職務を行うため、運転者その他の者を指導又は監督すること。

- 2 整備管理者は、前項の車両整備の状況を定期点検等整備実施記録簿(別記様式第3号)に記録するものとする。

(定期点検)

第16条 整備管理者は、車両法第48条に規定する車両の区分に応じその期間ごとに、定期点検を行わなければならない。

2 定期点検は、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）により行い、その結果を定期点検等整備実施記録簿（別記様式第3号）に記録し、安全運転管理者等を経て、車両管理責任者に報告しなければならない。

（定期点検等整備実施記録簿等の保存）

第17条 定期点検等整備実施記録簿は、その車両が抹消登録されるまで保存し活用するものとする。

2 富山県警察車両整備工場（以下「整備工場」という。）又は地方運輸局長の認証を受けている事業所（以下「認証事業所」という。）が作成する定期点検整備記録簿は、当該車両に備え置くものとする。

（整備工場）

第18条 車両の整備は、整備工場又は認証事業所で行うこととする。

（車検）

第19条 車両運用責任者は、車検を受ける車両について、その検査の前月末までに車両管理責任者に通知するものとする。

2 車両管理責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、自動車検査証の有効期間の満了日までに、その更新を受けなければならない。

（修理）

第20条 県本部内所属の車両管理責任者は、日常点検又は定期点検を行った結果、交通事故その他の事由により、当該車両を整備工場、認証事業所等において修理する必要があると認めるときは、車両整備申請書（別記様式第5号）により車両運用責任者に申請しなければならない。

2 警察署に配置の車両については、整備を必要と認めた運転者等から車両整備申請書（別記様式第6号）により、車両管理責任者に申請するものとする。

（検査）

第21条 車両運用責任者は、定期的又は随時に車両の管理状況を検査するものとする。

（格納）

第22条 車両を使用しないときは、車庫に格納しておかななければならない。ただし、やむを得ない理由により車庫に格納できないときは、盗難の予防その他適切な措置を講じなければならない。

第4章 予算等

（予算の配分）

第23条 車両運用責任者は、燃料費、修繕費及び消耗品購入費の配分を決定し、警察署長に通知するものとする。

（燃料の適正使用）

第24条 車両管理責任者は、車両の合理的な使用に留意し、燃料の適正使用に努めなければならない。

第5章 雑則

（付属用具等の申請）

第25条 車両管理責任者は、車両の付属用具、タイヤ、チェーン等の交付を受けようとするときは、付属用具等申請書（別記様式第7号）により、車両運用責任者に申請しなけ

ればならない。

(車両使用等報告)

第26条 車両管理責任者は、毎月の車両の使用状況を取りまとめ、翌月10日までに警察車両使用実績報告書(別記様式第8号)により、車両運用責任者に報告しなければならない。

(車両カード)

第27条 車両運用責任者は、車両ごとに車両カード(別記様式第9号)を作成し、その副本を車両管理責任者に送付するものとする。

2 車両管理責任者は、車両の配置換えがあったときは、車両引継書(別記様式第10号)を新たに車両の配置を受けた車両管理責任者に送付するものとする。

(報告)

第28条 車両管理責任者は、この訓令に定める整備管理者、車両管理者、安全運転管理者等、副安全運転管理者及び安全運転指導員(以下「各担当者」という。)を選任したときは、車両管理責任者等選任書(別記様式第11号)により、車両運用責任者に報告しなければならない。また、各担当者を変更する必要があるときは、車両管理責任者等選任書によりその都度報告しなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

2 第7条の規定の適用については、当分の間、同条第6号中「確認するほか、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。)を用いて確認を行う」とあるのは「確認する」と、同条第7号中「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」とする。

附 則(平成15年5月29日本部訓令第12号)

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成22年2月22日本部訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月15日本部訓令第9号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日本部訓令第19号抄)

1 この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

附 則(令和2年10月23日本部訓令第21号)

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和4年2月4日本部訓令第2号)

この訓令は、令和4年3月1日から施行する。

附 則(令和4年2月22日本部訓令第3号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(令和4年9月21日本部訓令第27号)

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月10日本部訓令第7号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表 省略

別記様式 省略